

訪問看護医療情報連携加算に関する揭示

当ステーションは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た訪問看護ステーションとして、令和８年度診療報酬改定により新設された「訪問看護医療情報連携加算」を算定しております。

当ステーションが、ＩＣＴ（情報通信技術）を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、次のとおり揭示いたします。

1. ＩＣＴを用いた連携体制に関する事項

- （１） 当ステーションは、利用者に関わる保険医療機関の医師、歯科医師、保険薬局の薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員、相談支援専門員等の関係機関と、ＩＣＴを用いて利用者の診療情報等を共有し、常時確認できる体制を構築しています。
- （２） 記録された利用者の診療情報等は、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管しています。
- （３） 診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関のうち、利用者が同意した者との間においてのみ行います。情報を共有できる参加者の範囲は随時設定できる仕組みとしています。
- （４） 参加者は、必要な診療情報等を常時、閲覧・取得することができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示される仕組みを用いています。
- （５） 情報の取扱いに当たっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（ＨＩＳＰＲＯ）が公表する「医療情報連携において、ＳＮＳを利用する際に気を付けるべき事項」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、利用者の個人情報適切に管理しています。
- （６） 当ステーションの看護師等（准看護師を除く。）は、共有された診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っています。

2. 加算の額

訪問看護医療情報連携加算 月１回に限り 1,000 円（訪問看護管理療養費の注 14）

※ 在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難な方について、ご同意を得た上で算定いたします。

※ 利用者の皆さまには、加入されている保険の負担割合に応じたご負担が生じます。

※ 在宅患者連携指導加算及び在宅医療情報連携加算との同時算定はできません。

3. 連携機関一覧

当ステーションがＩＣＴを用いて診療情報等を共有している連携機関は、次の 24 機関です（特別の関係にある機関を除く。）。

No.	連携機関の名称	種別
1	八軒内科ファミリークリニック	保険医療機関
2	はちけん訪問診療クリニック	保険医療機関

No.	連携機関の名称	種別
3	巡る診療所	保険医療機関
4	YUU 緩和ケアクリニック	保険医療機関
5	手稲家庭医療クリニック	保険医療機関
6	ホームケアクリニック麻生	保険医療機関
7	おうちクリニック	保険医療機関
8	勤医協札幌西区病院在宅医療部	保険医療機関
9	ファミリークリニックさっぽろ山鼻	保険医療機関
10	いまいホームケアクリニック	保険医療機関
11	ホサナファミリークリニック	保険医療機関
12	静明館診療所	保険医療機関
13	かえでの杜クリニック	保険医療機関
14	在宅ケア薬局琴似店	保険薬局
15	在宅ケア薬局白石店	保険薬局
16	ナカジマ薬局宮の沢在宅調剤センター	保険薬局
17	なごみ薬局	保険薬局
18	ライド薬局大通東店	保険薬局
19	フロンティア手稲薬局	保険薬局
20	クローバー薬局百合が原店	保険薬局
21	日本調剤北十一条調剤薬局	保険薬局
22	アイン薬局北3条店	保険薬局
23	宮の森ホームケア薬局	保険薬局
24	安心堂薬局 昭和店	保険薬局

※ 連携機関には、特別の関係にある機関は含みません。

※ 情報共有に用いるサービス名：（MCS、バイタルリンク）

4. 根拠法令等

- ・ 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号）訪問看護管理療養費 注 14
- ・ 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 103 号）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 75 号）
- ・ 訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）別紙様式 9（訪看 35）